令和９年度新任職員研修（Ⅰ期「執務態度と接遇」及びⅡ期「執務態度と接遇」）業務
公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

富山県では、新任職員研修など、特定の職位や年齢の職員全員を対象に階段を登るように受講する繰返し研修において、コミュニケーション力強化を図る研修等を実施している。

本要領は、繰返し研修のうち、新任職員研修のⅠ期「執務態度と接遇」及びⅡ期「執務態度と接遇」の２つの研修業務を委託する事業者を公募により選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、企画書の提案にあたっては、「富山県職員人材育成・確保基本方針」「富山県職員行動指針」「富山県職員研修実施計画」を確認し、研修体系全体の中での本プロポーザル対象研修の位置づけ等を十分理解したうえで提案すること。

２ 委託業務の概要

（１）委託業務名

令和９年度 新任職員研修（Ⅰ期「執務態度と接遇」及びⅡ期「執務態度と接遇」）業務

（２）業務の内容

別紙１『令和９年度 新任職員研修（Ⅰ期「執務態度と接遇」及びⅡ期「執務態度と接遇」）業務仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）委託期間

契約締結の日から最終の研修日まで

（４）契約上限額

金２４１千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 経費見積書の金額が、上限額を超過した場合は失格とする。また、この上限額とは別に契約手続きにおいて予定価格を設定する。

３　プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての項目を満たす個人又は法人若しくは団体（以下「単独法人等」という。）又は複数の法人等で構成する共同企業体とする。

（１）単独法人等

① 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制を有すること。

② 富山県職員研修所（以下「研修所」という。）又はオンラインで行う打合せ等に常時参加できる体制を整えていること。

③ 本プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。

④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て及び民事

再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

⑥ 本プロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間に、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。

⑦ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。

⑧ 本店及び県内に所在する事業所等が都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

⑨ 次のいずれにも該当しない者であること。

- 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
- 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号から第４号まで又は第６号の規定に該当する者
- 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第４項に規定する接待飲食業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分を受けている者
- 民法（明治29年法律第89号）第20条第１項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

（２）共同企業体

① 各構成員が（１）①から⑨に掲げる全ての項目を満たしている者であること。

② 共同企業体が、２つ以上の者により自主的に結成されたものであること。

③ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。

④ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独法人等又は他の共同企業体の構成員ではないこと。

⑤ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書を締結していること又は本事業の委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。

ア 目的　　イ 共同企業体の名称　　ウ 構成員の名称及び所在地 エ 代表者の名称　　オ 代表者の権限　　カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率 キ 構成員の責任　　ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置 ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置 コ 解散後の瑕疵担保責任　　サ 取引金融機関　　シ その他必要な事項

4 参加手続

（1）プロポーザルへの参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、プロポーザル参加申込書（様式１）及び会社概要（様式２）を令和８年11月27日（金）17時までに電子メールにより送付すること。

（2）質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式３）により電子メールにて、令和８年11月27日（金）17時まで受け付ける（質問への回答は、原則、すべての参加者に周知する）。

（3）その他

① プロポーザル参加申込書、会社概要及び質問書の提出先は「10 問い合わせ先」に同じ。

② 電子メール送信後、必ず電話で到達の確認をすること。

5　企画提案書の提出

（1）提出書類

下記の書類（Ａ４版、PDFファイル）を、電子メールで提出すること。必要に応じて追加資料の提出を依頼することもある。

① 企画提案書（様式４）

・研修ごとに作成すること。それぞれ５ページ以内とし、企画の意図、手法などの提案内容が簡潔にわかるようにすること。

② 研修用テキストの見本（様式任意、一部抜粋可）

・別紙仕様書を参照のうえ、提案すること。

・研修ごとに作成すること。

③ 経費見積書（様式任意）

・研修ごとの経費がわかるように記載すること。

・講義料、テキスト代、交通費、宿泊料、その他経費の内訳がわかるように記載すること。

④ 実施体制（様式任意。業務を実施するための実施体制及び配置担当者等）

（2）提出期限

令和８年12月11日（金）17時まで

（３）提出方法

① 提出先 「10 問い合わせ先」に同じ。

② 提出方法 電子メール E-Mail: ashokuincareer@pref.toyama.lg.jp

※電子メール送信後、必ず電話で到達の確認をすること。

６ 委託候補者の決定

（１）審査方法

提出された企画提案書等の内容を総合的に書面により審査し、本事業の実施に適切な者を委託先候補者として採用する。なお、必要に応じて個別にヒアリングを行う場合がある。

（２）審査基準等

① 審査は、別紙２『令和９年度 新任職員研修（Ⅰ期「執務態度と接遇」及びⅡ期「執務態度と接遇」）業務企画提案に係る審査基準』に従い、参加者ごとに採点する。

② １社100点満点とし、審査員の合計値が最も高い者を委託先候補者に選定する。

③ 最も点数の高い者が複数いる場合は、審査員で協議のうえ委託先候補者を選定する。

④ 参加者が１社のみの場合でも審査を実施し、全審査員の評価点数の合計が満点の６割以上の評価を得たときは、当該参加者を委託先候補者として選定する。

（３）結果通知

審査結果は、プロポーザル参加者に直接通知するとともに、以下の事項については、富山県ホームページで公表する。なお、審査結果に対する異議申立てはできないものとする。

- 応募状況
- 選定した契約候補者の名称
- 選定理由

７ 契約の相手方の決定方法

（１）県は、契約先候補者と業務履行に必要な具体的協議を行い、協議が調った場合は、契約先候補者から改めて見積書を徴収し、内容を精査のうえ、富山県会計規則第101条の規定により定められた予定価格の範囲内で、随意契約による委託契約を締結する。（富山県令和９年度当初予算の成立を条件とする。）

（２）契約先候補者と協議が調わない場合は、同候補者の次に総合点が高かった提出者と改めて協議を行うこととする。

８ その他

（１）提案は参加者１者につき、１案とする。

（２）本プロポーザル参加に要する全ての費用は、参加者負担とする。

（３）提出された企画提案書等の返却は行わない。また、提出後の差替え、追加及び削除は認めな

い。

（４）委託料には、打合せに要する費用、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。

（５）参加申込み後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和８年12月９日（水）17 時までに辞退届（任意様式）を提出すること。

（６）次に掲げる者の提案は無効とする。

・対象の２つの研修のうち、１つの研修しか提案しなかった者

・所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった者

・本プロポーザルに関する条件又は指示事項等に違反した者

（７）受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

（８）事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、別紙仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではない。

（９）業務の実施にあたり、第三者（富山県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じること。

９　今後のスケジュール

公募開始（ホームページに実施要領等掲載 ）	令和８年11月12日（木）
参加申込締切	令和８年11月27日（金）
質問書提出締切	令和８年11月27日（金）
辞退届提出締切	令和８年12月９日（水）
企画提案書等提出締切	令和８年12月11日（金）
書面審査	令和８年12月中旬
審査結果通知	令和８年12月下旬
契約締結	令和９年４月以降

10　問い合わせ先

富山県経営管理部職員キャリア開発支援センター職員研修所　岡田

〒930-0002　富山市新富町１－２－３　ＣｉＣビル６階

TEL　076-432-4974　FAX 076-432-9954

E-mail ashokuincareer@pref.toyama.lg.jp